

新規就農者育成推進資金利子補給規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 56 号

新規就農者育成推進資金利子補給規則を廃止する規則

新規就農者育成推進資金利子補給規則（平成 12 年岩手県規則第 117 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。